

「玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画の決定及び建築制限条例の改正」に係る公告・縦覧・意見書の提出手続の実施結果について

表記の実施結果につきまして、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」第7条に基づき下記のとおりご報告します。

記

1 公告・縦覧・意見書の提出手続の実施状況

(都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧等)

平成28年12月1日(木)～平成28年12月15日(木)

2 縦覧等の方法

- 広報すぎなみ(平成28年12月1日号)
- 区公式ホームページ
- 文書による閲覧(都市計画課)

3 意見書提出実績

意見書の提出はありませんでした。

4 玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画の決定内容

別紙1のとおり

なお、地区計画決定と同時に、用途地域の変更(東京都決定)等の関係する都市計画決定を行っております。決定内容等の概要は参考資料(玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくりニュースNo.9)をご覧ください。

5 条例の改正予定の概要

「杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正予定の概要は、別紙2のとおりです。

6 問い合わせ先

杉並区都市整備部まちづくり推進課地区計画係
電話 03-3312-2111(代表)